

評価シート（年度評価）

名古屋市重症心身障害児者施設の管理運営状況

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人むつみ福祉会		
主な業務内容	名古屋市重症心身障害児者施設の運営		
評価対象期間	令和6年4月～令和7年3月	指定管理期間	平成27年4月～令和7年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(3) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(4) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(5) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
	(6) 環境配慮	環境に配慮した取組みを行っているか。	○	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 衛生管理	利用者が快適に、安全に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サービス	(1) 生活支援	在宅生活が困難な重症心身障害児者に対して、入所により適切な支援を行っているか。	○	
	(2) 在宅支援	重症心身障害児者及びその家族に対して、在宅生活の移行・継続の支援をしているか。	○	
	(3) 地域連携	クオリティライフ 21 城北、地域社会、関係機関等との連携強化に努めているか。	○	
	(4) 広報・PRの実施	施設及び事業のPRの取組みは行われているか。	○	
	(5) 受付・応対	受付・応対は適切に行われているか。	○	
	(6) 苦情・要望の把握・対応	利用者及びその家族の意見や苦情等に適切に対応しているか。	○	
	(7) 利用者満足度	調査を行い、結果を検証し、改善を図っているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の計画通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
- 概ね適切に管理運営が行われている。 - 骨折の事案が複数回発生したが、骨折予防の取り組み方針を策定し、再発防止策を徹底した。 - 感染症対策を行いながらも、面会制限の緩和や各種行事の開催等、利用者及びそのご家族の気持ちに寄り添い、快適に過ごせるよう対応が行われている。

施設の現状

名古屋市重症心身障害児者施設

施設の現状

施設概要							
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児及び障害者に対し、保護、日常生活の指導、訓練、医療の提供等を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の向上に寄与することを目的として、平成27年4月1日に設置された施設です。 指定期間については、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が必要であること、また、安定した経営や専門性の高い人材の確保が必要であることから、原則(4年)より長い10年としております。							
市の収支状況(千円)（6年度決算(見込)額）							
支出			収入				
指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	利用料金
1,305,521	699	1,306,220	1,070,791	2,252	233,177	1,306,220	
特記事項							

管理運営指標の状況

取組状況													
指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
年度末における入所者数 (定員80人)	人	74	74	77	77								
3月における短期入所平均利用者数 (定員10人)	人	3.29	5.97	4.52	4.35								
年度末の入所者数における医療依存度が高い重症心身障害児者数の割合	%	37.84	39.19	40.26	41.56								
特記事項													
各年度の3月における短期入所平均利用者数について、新型コロナウイルス感染症の施設内への感染防止を図るため、次のとおり対応。 <短期入所対応一覧> <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年1月から3月において、感染症の影響による利用休止があったため、令和元年12月における平均利用者数を掲載。</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>短期入所の受入枠について、令和2年4月から6月まで一時中止し、7月から令和3年2月までは一日最大3人、令和3年3月より一日最大6人にて実施。</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>短期入所の受入枠を一日最大6人にて実施。(改修工事のため、受入枠を令和3年9月より一日最大2人、令和3年10月より令和4年1月まで一日最大3人にて実施。)</td></tr><tr><td>令和4年度以降</td><td>受入枠を一日最大6人にて実施。</td></tr></table>						令和元年度	令和2年1月から3月において、感染症の影響による利用休止があったため、令和元年12月における平均利用者数を掲載。	令和2年度	短期入所の受入枠について、令和2年4月から6月まで一時中止し、7月から令和3年2月までは一日最大3人、令和3年3月より一日最大6人にて実施。	令和3年度	短期入所の受入枠を一日最大6人にて実施。(改修工事のため、受入枠を令和3年9月より一日最大2人、令和3年10月より令和4年1月まで一日最大3人にて実施。)	令和4年度以降	受入枠を一日最大6人にて実施。
令和元年度	令和2年1月から3月において、感染症の影響による利用休止があったため、令和元年12月における平均利用者数を掲載。												
令和2年度	短期入所の受入枠について、令和2年4月から6月まで一時中止し、7月から令和3年2月までは一日最大3人、令和3年3月より一日最大6人にて実施。												
令和3年度	短期入所の受入枠を一日最大6人にて実施。(改修工事のため、受入枠を令和3年9月より一日最大2人、令和3年10月より令和4年1月まで一日最大3人にて実施。)												
令和4年度以降	受入枠を一日最大6人にて実施。												

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載